

令和4年10月17日

令和5年度（令和4年度実施）大学院地域創生科学研究科博士前期課程入学試験における不正行為等の取扱いについて

宇都宮大学

令和5年度（令和4年度実施）の大学院地域創生科学研究科博士前期課程入学試験における不正行為等の取扱いについて、下記のとおり公表します。入学者選抜に出願する際は、募集要項とあわせて熟読の上出願してください。

記

1. 次のことをすると不正行為となります。ただし、試験時の説明で認められている行為については、不正行為に該当しません。不正行為を行った場合は、その場で受験の中止と退室を指示され、それ以後の受験はできなくなります。また、受験した選抜区分の全ての成績を無効とします。なお、不正行為については、状況により警察へ被害届を提出するなどの対応をとる場合があります。

ア インターネット出願の選抜において故意に虚偽の情報を登録したことにより、登録した情報をもとに作成される志願票、写真票に虚偽の内容があった場合。
インターネット出願以外の選抜において志願票、受験票へ故意に虚偽の記入（受験票・写真票に本人以外の写真を貼ること。
解答用紙へ故意に虚偽の記入（解答用紙に本人以外の受験番号を記入するなど）
をすること

イ カンニング（試験の教科・科目に関係するメモやコピーなどを机上等に置いたり見たりすること、教科書、参考書等の書籍類の内容を見ること、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど）をすること

ウ 他の受験者に答えを教えたりカンニングの手助けをすること

エ 配付された問題冊子を、その試験時間が終了する前に試験室から持ち出すこと

オ 解答用紙を試験室から持ち出すこと

カ 監督者が試験開始を指示する前に、問題冊子を開いたり解答を始めること

キ 試験時間中に、使用が認められていない定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む。）、コンパス、そろばん、グラフ用紙等の補助具を使用すること

ク 試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末、電子辞書、ICレコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等の電子機器類を使用すること

※ イヤホンについては、耳に装着していれば使用しているものとします。（試験時間中、病気・負傷や障害等により補聴器等を使用したい場合は、受験上及び修学上の配慮に関する事前相談が必要です。）

- ケ 監督者が試験終了を指示した後に、その指示に従わず、鉛筆や消しゴムを持っていたり解答を続けること
- コ その他、試験時の説明で禁止された行為をすること。

2. 上記1. 以外にも、次のことをすると不正行為となることがあります。ただし、試験時の説明で認められている行為については、不正行為に該当しません。指示等に従わず、不正行為と認定された場合の取扱いは、1. と同様です。

- ア 試験時間中に、定規(定規の機能を備えた鉛筆等を含む。)、コンパス、そろばん、グラフ用紙等の補助具や携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末、電子辞書、ICレコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等の電子機器類、教科書、参考書等の書籍類をかばん等にしまわず、身に付けていたり手に持っていること
 - イ 試験時間中に携帯電話や時計等の音(着信・アラーム・振動音など)をならすなど、試験の進行に影響を与えること
 - ウ 試験に関することについて、自身や他の受験者が有利になるような虚偽の申出をすること
 - エ 試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること
 - オ 試験場において監督者等の指示に従わないこと
 - カ その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること
- ※その他、試験時間中に使用できないものや身に付けることができないもの等が発見された場合も不正行為に該当する場合があります。

以上